

大和市告示第112号

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年7月1日

大和市長 大 木 哲

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱（平成27年大和市告示第227号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の3号を加える。

(42) 福井県民生活協同組合

(43) 株式会社タカヤナギ

(44) マックスバリュ東海株式会社

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。